

## 山口県青少年健全育成条例施行規則（昭和33年1月7日規則第1号）

山口県青少年保護育成条例施行規則をここに公布する。

山口県青少年健全育成条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山口県青少年健全育成条例（昭和32年山口県条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（興行者のすべき掲示）

第2条 条例第5条第4項に規定する掲示は、別記第1号様式によらなければならない。

（卑わいな姿態等）

第3条 条例第6条第4項第1号及び第2号の規則で定める卑わいな姿態等は、次に掲げる卑わいな姿態等とする。

（1）衣服を脱いだ人の次に掲げる卑わいな姿態

- イ 陰部又は臀部<sup>でん</sup>を強調している姿態
- ロ 排せつしている姿態
- ハ 緊縛されている姿態

（2）次に掲げる性行為

- イ 性交
- ロ 陰部、臀部<sup>でん</sup>又は胸部<sup>ぶ</sup>を愛撫し、又はもてあそぶ行為
- ハ 強姦<sup>かん</sup>その他の凌辱<sup>りょう</sup>行為
- ニ 猥姦<sup>かん</sup>

（有害図書類の陳列方法）

第3条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、条例第6条の2第1項の規定により有害図書類を置くときは、次のいずれかの方法によらなければならない。

（1）図書類を置く場所を壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもので2以上の部分に仕切り、そのうちの1の部分で次に掲げる要件を備えているものに置くこと。

- イ 客が当該部分の外からその内部を容易に見通すことができないこと。
- ロ 図書類の販売又は貸付けに従事する者が当該部分に立ち入った者の人相、体格、服装その他の状況を目視により、又は映像機器、鏡その他の装置を用いて監視することができること。
- ハ 当該部分の入口に青少年の立入りを禁止する旨及び当該部分の内部を監視している旨の掲示をしていること。

（2）包装等（図書（雑誌その他の刊行物を含む。）を包装し、又はこれに封を施して、その包装を破棄し、又は封を開かなければ当該図書の内容を見ることができないようにすることをいう。以下この条において同じ。）をし、有害図書類以外の図書類を置く棚から60センチメートル以上離して設けた棚に置くこと。ただし、図書類を置くことができる面の数が一である棚に図書類を置く場合で、有害図書類を置く棚をその後面

が有害図書類以外の図書類を置く棚の後面に向くように設けるときは、これらの棚の間の距離は、60センチメートル以上であることを要しない。

- (3) 包装等をして棚に置き、有害図書類と有害図書類以外の図書類との間に図書類の手前に10センチメートル以上張り出すように仕切りの板（透明又は半透明のものを除く。）を設けること。
- (4) 包装等をし、床面からの高さが150センチメートル以上の位置に背表紙のみが見えるようにして置くこと。
- (5) 包装等をし、図書類の販売又は貸付けに従事する者が常に配置されている場所からの距離が5メートル以内であり、かつ、当該者が目視により監視することができる場所に置くこと。
- (6) 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常に配置され、かつ、壁、棚、台等で囲まれた場所の上方又は内部に、客が直接触れることができない状態にして置くこと。

(有害がん具類等の形状等)

第4条 条例第6条の3第5項第1号の規則で定める形状、構造又は機能を有する性具は、次に掲げる性具とする。

- (1) 性器を模した性具
  - (2) 性器を包み込み、又はこれに挿入することができる性具で、電動式の振動機を内蔵し、又は装着することができるもの
- 2 条例第6条の3第5項第2号の規定による刃体の長さの測定は、刃物の切先と柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さを計ることにより行うものとする。
- 3 条例第6条の3第5項第2号の規則で定める形状、構造又は機能を有する刃物は、次に掲げる刃物とする。
- (1) 刃体と柄との結合部の軸を中心として2つの柄を回すことにより刃体が現れ、その刃体を柄に固定させる装置を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの
  - (2) 鋸しのぎを中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの

(自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売等の届出)

第5条 条例第6条の4第1項の規則で定める図書類は、ビデオディスク、シー・ディー・ROMその他電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体とする。

2 条例第6条の4第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自動販売機等により図書類又はがん具類等を販売し又は貸し付けることを業とする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 自動販売機等の型式及び製造番号
- (3) 自動販売機等管理者の住所及び氏名
- (4) 販売又は貸付けの開始年月日
- (5) 販売し、又は貸し付ける図書類又はがん具類等の種類

3 条例第6条の4第1項の規定による届出をしようとする者は、自動販売機等による図

書類・がん具類等販売・貸付開始届（別記第2号様式）正副2通に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 届出者が法人である場合には、その登記事項証明書
- (2) 届出者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (4) 自動販売機等の配置図
- (5) 自動販売機等の設置に係る土地の登記事項証明書
- (6) 自動販売機等の設置に係る土地の公図の写し

4 知事は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付開始届の副本に受理した年月日及び販売・貸付開始届出番号を付して交付する。

第6条 条例第6条の4第2項の規則で定める事項は、前条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とする。

2 条例第6条の4第2項の規定による届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付届（別記第2号様式）正副2通に前条第3項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定は、前項の届出の受理について準用する。

第7条 条例第6条の4第3項の規定により届出に係る事項に変更があつた旨の届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付変更届（別記第3号様式）に第5条第3項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第6条の4第3項の規定により図書類又はがん具類等の販売又は貸付けをやめた旨の届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付廃止届（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（届出済証の様式）

第8条 条例第6条の4第4項の届出済証は、別記第5号様式による。

（自動販売機等管理者の要件）

第9条 条例第6条の5第2項第3号の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。

（自動販売機等管理者の設置等の届出）

第10条 条例第6条の5第3項の規定による届出をしようとする者は、自動販売機等管理者設置届（別記第6号様式）又は自動販売機等管理者変更届（別記第6号様式）正副2通に自動販売機等管理者の住民票の写しを添えて知事に提出しなければならない。

（標章のはり付け）

第11条 知事は、条例第6条の6第4項の規定により営業の全部又は一部の停止を命じ

たときは、当該命令に係る自動販売機等に標章（別記第7号様式）をはり付けるものとする。

（利用カード等販売業の届出）

第12条 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）利用カード等販売業を営む者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- （2）営業の方法
- （3）営業の開始年月日
- （4）営業を営む場所
- （5）営業を営む場所が青少年立入禁止場所に該当することの有無
- （6）自動販売機その他これに類する機器により利用カード等販売業を営む者にあつては、次に掲げる事項

イ 機器の設置場所及び設置台数

ロ 機器の管理者を置く場合は、当該管理者の住所及び氏名

2 条例第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、利用カード等販売業営業開始届（別記第8号様式）正副2通に営業を営む場所又は自動販売機の設置場所の付近の見取図を添えて知事に提出しなければならない。

3 第5条第4項の規定は、前項の届出の受理について準用する。

第13条 条例第8条第2項の規定により届出に係る事項に変更があつた旨の届出をしようとする者は、利用カード等販売業営業変更届（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出が営業所の所在地又は自動販売機の設置場所の変更に係るものであるときは、その変更後の所在地又は設置場所の付近の見取図を添えなければならない。

2 条例第8条第2項の規定により利用カード等販売業をやめた旨の届出をしようとする者は、利用カード等販売業営業廃止届（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（利用カード等販売業の営業禁止区域の基準となる施設）

第14条 条例第8条の2第1項第5号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める各種学校で知事が定めるもの
- （2）社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設のうち、専ら青少年の健全な育成を図ることを目的とするもので知事が定めるもの

（特定薬品等の指定）

第15条 条例第11条第1項の知事が定める薬品及びこれを含有する物は、次に掲げるものとする。

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品
- （2）労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2第1号から第47号までに掲げる物（以下「有機溶剤」という。）

- (3) 有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であつて、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するもの

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明すべき事項)

第16条 条例第14条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保護者は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「整備法」という。）第15条ただし書の申出をするとき、条例第14条の3第2項の書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこと。
- (2) 保護者は、整備法第16条ただし書の申出をするとき、条例第14条の3第5項の書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこと。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由等)

第17条 条例第14条の3第2項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっているため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
  - (2) 保護者がその監護に係る青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に把握することにより当該青少年が青少年有害情報の閲覧（視聴を含む。）をしないようにすること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして知事が認める理由
- 2 条例第14条の3第2項の規則で定める事項は、保護者の住所、氏名及び電話番号とする。

(青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由等)

第18条 条例第14条の3第5項の規則で定める理由は、保護者が自らの責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。

2 条例第14条の3第5項の規則で定める事項は、前条第2項に定める事項とする。

(立入り、調査等をさせる者の指定)

第19条 条例第16条第1項の規定による指定は、次に掲げる者の中からするものとする。

- (1) 健康福祉部薬務課及び同部こども・子育て応援局こども家庭課の職員
- (2) 福祉に関する事務所の職員
- (3) 保健所の職員
- (4) 児童相談所の職員
- (5) 警察官及び少年警察補導員
- (6) 教育庁の職員
- (7) 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認めた市町の職員

(証票)

第20条 条例第16条第3項の規定による証票は、別記第11号様式による。

付 則

この規則は、昭和33年2月11日から施行する。

付 則（昭和34年規則第61号）

この規則は、昭和34年8月1日から施行する。

附 則（昭和39年規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第4号）

この規則は、昭和47年2月22日から施行する。

附 則（昭和48年規則第13号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年規則第22号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第9号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第2号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年規則第27号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第29号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第11号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第44号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第96号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第91号）

この規則は、平成10年9月1日から施行する。ただし、別記第2号様式から別記第7号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第157号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第73号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第67号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第84号）

この規則は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第3条の6の改正規定（「第8条の2第1項第4号」を「第8条の2第1項第5号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第83号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第16条第8号の改正規定（「市町村」を「市町」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第6号）

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第55号）

この規則は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第38号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第2号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第5号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。